

医療局病院経営本部

特定調達契約に係る公募型プロポーザルの手続の開始
次のとおり提案書の招請を行う。

平成27年 6月30日

横浜市病院事業管理者 高橋 俊 毅

1 提案書の招請に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託 一式

(2) 業務内容

提案書作成要領による。

(3) 履行期間

ア 履行期間（平成27年度分）

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

イ 総履行期間

平成27年10月1日から平成30年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

保土ヶ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定に定めた資格を有すること。

(2) 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目「コンピュータ業務」に登録が認められており、かつ細目A（システム開発・保守・運用）に登録が認められている者であること。

ただし、上記に関わらず、「参加意向申出書」を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 500床以上の病院で日本電気株式会社製の医事業務システム「MegaOak-IBARS」及び同社製電子カルテシステム「MegaOak-HR」に係る運用管理業務を単一の施設で2年以上連続して履行した経験を有し、かつ、契約書及び仕様書等、当該実績を証明できる書類の写しを提出することができること。

3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加の意向のある者は、次のとおり提案書の提出者の資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出先等

「横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領による。

(2) 提出期限

平成27年7月9日午後5時まで

(3) 契約条項等に関する問合せ先

〒240-8555 保土ヶ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院医事課システム担当

加納 電話 045 (331) 1961 内線 1182

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、当該通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、提案書を提出することができない。

- (1) 2に掲げる資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 「横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書の提出に必要な書類を示す場所等
- 本招請に係る「横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。
- 6 「横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領等の交付方法等
- 横浜市医療局病院経営本部ホームページ入札・契約情報からダウンロード可能。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/byoin/nyusatsu/shimin-list.html>)
- また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間
公告日から平成27年7月23日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
 - (2) 貸出場所
〒240-8555 保土ヶ谷区岡沢町56番地
横浜市立市民病院医事課システム担当
電話 045 (331) 1961 内線 1181、1182
- 7 提案書の提出部課及び提出期限
- (1) 提出部課
〒240-8555 保土ヶ谷区岡沢町56番地
横浜市立市民病院医事課システム担当
電話 045 (331) 1961 内線 1181、1182
 - (2) 提出期限
平成27年8月17日午後5時まで
- 8 提案書の無効
- 次の提案書は、無効とする。
- (1) 2に掲げる資格条件を満たさない者が行った提案書
 - (2) 「横浜市立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - (3) 7（2）に定める日時までに提出されない又は到着しない提案書
- 9 提案書の特定に関する事項
- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング
提案書の提出者に対して、提案書の内容について、個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案書内容についての説明及び質疑応答）を行う。
 - (2) 提案書の特定のための評価基準
提案書の特定は、次の基準により総合的に評価のうえ行う。
なお、特定作業において、すべての提案書が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、提案書の特定を行わないことがある。
 - ア 事業者の業務実績
 - イ 作業担当者の業務実績及び作業体制
 - ウ 業務提案及び手法
 - エ その他重点課題
 - オ ヒアリングによる技術評価
- 10 契約金の支払方法
- (1) 前金払
行わない。
 - (2) 契約金の支払方法
設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。
- 11 その他
- (1) 提案書の招請手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 経費負担
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉
特定した提案書の提出者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 契約の条件
この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除されたことにより、本市が本件契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。
- (6) 詳細は、「横浜国立市民病院医療情報システム運用管理業務委託」提案書作成要領による。

12 Summary

- (1) Subject matter of contract: Operation and maintenance services for Administrative Affairs Hospital information system of Yokohama Citizens Hospital 1 set
- (2) Time-limit to express interests: 5:00 p.m., 9 July, 2015
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00 p.m., 17 August, 2015
- (4) Contact point for the notice: Medical Administration Division, Yokohama Municipal Citizens Hospital, 56 Okazawa-cho, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8555
TEL 045 (331) 1961 An extension 1181, 1182